

現 行	改 正 (案)
<p style="text-align: center;">地域再生計画</p> <p>1 地域再生計画の名称 「元気とやま」ものづくり産業活性化計画</p> <p>2 地域再生計画の作成主体の名称 富山県</p> <p>3 地域再生計画の区域 富山県の全域</p> <p>4 地域再生計画の目標 略</p> <p>5 目標を達成するために行う事業</p> <p>5-1 全体の概要 略</p> <p>5-2 法第5章の特別の措置を適用して行う事業</p> <p>1 地域再生支援利子補給金の活用</p> <p>(1) 支援措置の番号及び名称</p> <p>①番号 A2004</p> <p>②名称 地域再生支援利子補給金</p> <p>(2) 地域再生計画の目標を達成するために行う事業の内容 略</p> <p>(3) 合致する地域再生支援利子補給金交付要領別表に定める事業 略</p> <p>(4) 利子補給金の受給を予定する金融機関 『元気とやま』ものづくり産業活性化計画」地域再生協議会の構成員である日本政策投資銀行、北陸銀行、富山銀行、富山第一銀行及び北國銀行</p> <p>(5) 利子補給を受けて実施する上記(3)の事業による経済的社会的効果と雇用機会創出効果 略</p> <p>5-3 その他の事業</p> <p>5-3-1 基本方針に基づく支援措置</p> <p>1 地域企業立地促進等補助事業の活用</p> <p>(1) 支援措置の番号及び名称</p> <p>①番号 B1103</p>	<p style="text-align: center;">地域再生計画</p> <p>1 地域再生計画の名称 「元気とやま」ものづくり産業活性化計画</p> <p>2 地域再生計画の作成主体の名称 富山県</p> <p>3 地域再生計画の区域 富山県の全域</p> <p>4 地域再生計画の目標 略</p> <p>5 目標を達成するために行う事業</p> <p>5-1 全体の概要 略</p> <p>5-2 法第5章の特別の措置を適用して行う事業</p> <p>1 地域再生支援利子補給金の活用</p> <p>(1) 支援措置の番号及び名称</p> <p>①番号 A2004</p> <p>②名称 地域再生支援利子補給金</p> <p>(2) 地域再生計画の目標を達成するために行う事業の内容 略</p> <p>(3) 合致する地域再生支援利子補給金交付要綱別表に定める事業 略</p> <p>(4) 利子補給金の受給を予定する金融機関 『元気とやま』ものづくり産業活性化計画」地域再生協議会の構成員である日本政策投資銀行、北陸銀行、富山銀行、富山第一銀行、北國銀行及びみずほ銀行</p> <p>(5) 利子補給を受けて実施する上記(3)の事業による経済的社会的効果と雇用機会創出効果 略</p> <p>5-3 その他の事業</p> <p>5-3-1 基本方針に基づく支援措置</p> <p>1 成長産業・企業立地促進等事業費補助金の活用</p> <p>(1) 支援措置の番号及び名称</p> <p>①番号 B1103</p>

現 行	改 正 (案)
<p>②名称 地域企業立地促進等補助事業</p> <p>(2) 当該支援措置を受けようとする者の概要 「企業立地の促進等による地域における産業集積及び活性化に関する法律」に基づく富山県地域産業活性化協議会を構成する者であり、「富山県企業立地促進計画」の目的に合致する企業誘致や人材育成等に取り組む事業者</p> <p>(3) 当該支援措置を受けて実施又はその実施を促進しようとする取組みの内容 上記(2)の事業者のうち、経済産業省の採択を受け、同省の補助金の利用が可能となった場合、同省の補助金を活用して本地域再生計画に基づく事業の展開を進めることとする。</p> <p>(4) 当該支援措置が不可欠な理由 本地域において、新産業・新事業を創出するためには、優れた技術を有する新たな企業の誘致や人材育成の取組みが必要であり、<u>地域企業立地促進等補助事業</u>の採択に当たって、一定程度配慮される当該支援措置は不可欠である。</p> <p><b>2 地域資源活用販路開拓等支援事業の活用</b></p> <p>(1) 支援措置の番号及び名称 ①番号 B1105 ②名称 地域資源活用販路開拓等支援事業【中小企業地域資源活用プログラム】</p> <p>(2) 当該支援措置を受けようとする者の概要 本地域にある鉱工業品の優れた生産技術や農林水産物、観光資源などの特色ある産業資源を活用した商品・サービスの販路開拓を目的として、市場調査、試作品改良や展示会の開催・出展等を行う組合、地域のグループ等</p> <p>(3) 当該支援措置を受けて実施又はその実施を促進しようとする取組みの内容 上記(2)の事業者のうち、経済産業省の採択を受け、同省の補助金の利用が可能となった場合、同省の補助金を活用して本地域再生計画に基づく事業の展開を進めることとする。</p> <p>(4) 当該支援措置が不可欠な理由 本地域において、新産業・新事業を創出するためには、地域資源を活用し、創意工夫を凝らした新しい商品・サービスを開発するとともに、その魅力を広く発信し、販路開拓につなげる必要があることであり、地域資源活用販路開拓等支援事業の採択に当たって、一定程度配慮される当該支援措置は不可欠である。</p> <p><b>3 地域イノベーション創出研究開発事業の活用 略</b></p> <p><b>5-3-2 富山県の独自の取組み</b></p> <p>(1) 産学官連携体制の整備と共同研究開発の推進 ①富山大学との連携協力 本県と富山大学は、相互の緊密な連携と協力により、県内経済の活性化、教育や人材の育</p>	<p>②名称 <b>成長産業・企業立地促進等事業費補助金</b></p> <p>(2) 当該支援措置を受けようとする者の概要 「企業立地の促進等による地域における産業集積及び活性化に関する法律」に基づく富山県地域産業活性化協議会を構成する者であり、「富山県企業立地促進計画」の目的に合致する企業誘致や人材育成等に取り組む事業者</p> <p>(3) 当該支援措置を受けて実施又はその実施を促進しようとする取組みの内容 上記(2)の事業者のうち、経済産業省の採択を受け、同省の補助金の利用が可能となった場合、同省の補助金を活用して本地域再生計画に基づく事業の展開を進めることとする。</p> <p>(4) 当該支援措置が不可欠な理由 本地域において、新産業・新事業を創出するためには、優れた技術を有する新たな企業の誘致や人材育成の取組みが必要であり、<u>成長産業・企業立地促進等事業費補助金</u>の採択に当たって、一定程度配慮される当該支援措置は不可欠である。</p> <p><b>(削除) ※地域再生計画の支援メニューから除外されたため</b></p> <p><b>2 地域イノベーション創出研究開発事業の活用 略</b></p> <p><b>5-3-2 富山県の独自の取組み</b></p> <p>(1) 産学官連携体制の整備と共同研究開発の推進 ①富山大学との連携協力 本県と富山大学は、相互の緊密な連携と協力により、県内経済の活性化、教育や人材の育</p>

現 行	改 正 (案)
<p>成、地域振興・まちづくり、芸術文化、科学技術の振興など様々な地域の課題に迅速かつ適切に対応し、活力ある個性豊かな地域社会の形成・発展に資することとして、平成17年11月に包括的な連携協定を締結したところであり、富山大学との連携体制を構築し、地域の特色を活かした富山ならではの新産業の育成・創出を図るための産学官共同研究を推進する。</p> <p>②開放型研究施設・設備の充実</p> <p>富山県ものづくり研究開発センターの整備をはじめ、県試験研究機関、県立大学における成長分野の研究開発の推進や独創的な研究成果の創出を促進するための研究施設・設備の充実を図り、県内企業の独自技術の開発、新商品開発、新分野進出等を支援する。</p> <p>③産学官ネットワークの緊密化と技術移転の促進</p> <p>大学、試験研究機関、支援機関等のコーディネーターのネットワーク化及び情報の共有化を図るとともに、大学等の独創的研究からの研究成果を目利きし、優れた研究成果を企業ニーズに的確につなげ、かつ迅速に事業化・商品化するためのコーディネート機能を強化し、技術移転を促進する。</p> <p>④ものづくり基盤技術の高度化</p> <p>本県の製造業の国際競争力の強化と新たな事業の創出を図るため、本県の強みである鋳造、金型技術などのものづくり基盤技術と、川下大手企業のニーズとの摺り合わせを行い、ものづくり基盤技術の高度化への研究開発を支援する。</p> <p>(2)～(6) 略</p> <p>6 計画期間 認定の日から平成30年3月末まで</p> <p>7 目標の達成状況に係る評価に関する事項 略</p> <p>8 地域再生計画の実施に関し当該地方公共団体が必要と認める事項 該当なし</p>	<p>成、地域振興・まちづくり、芸術文化、科学技術の振興など様々な地域の課題に迅速かつ適切に対応し、活力ある個性豊かな地域社会の形成・発展に資することとして、平成17年11月に包括的な連携協定を締結したところであり、富山大学との連携体制を構築し、地域の特色を活かした富山ならではの新産業の育成・創出を図るための産学官共同研究を推進する。</p> <p>②開放型研究施設・設備の充実</p> <p>富山県ものづくり研究開発センターをはじめとする県試験研究機関、県立大学における成長分野の研究開発の推進や独創的な研究成果の創出を促進するための研究施設・設備の充実を図り、県内企業の独自技術の開発、新商品開発、新分野進出等を支援する。</p> <p>③産学官ネットワークの緊密化と技術移転の促進</p> <p>大学、試験研究機関、支援機関等のコーディネーターのネットワーク化及び情報の共有化を図るとともに、大学等の独創的研究からの研究成果を目利きし、優れた研究成果を企業ニーズに的確につなげ、かつ迅速に事業化・商品化するためのコーディネート機能を強化し、技術移転を促進する。</p> <p>④ものづくり基盤技術の高度化</p> <p>本県の製造業の国際競争力の強化と新たな事業の創出を図るため、本県の強みである鋳造、金型技術などのものづくり基盤技術と、川下大手企業のニーズとの摺り合わせを行い、ものづくり基盤技術の高度化への研究開発を支援する。</p> <p>(2)～(6) 略</p> <p>6 計画期間 認定の日から平成30年3月末まで</p> <p>7 目標の達成状況に係る評価に関する事項 略</p> <p>8 地域再生計画の実施に関し当該地方公共団体が必要と認める事項 該当なし</p>